

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第五号)(衆議院提

出)要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年六月三十日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

二、地方税法の一部改正

1 事業税関係

電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置等、事業税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二十三年六月三十日まで延長する。

2 不動産取得税関係

特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置等、不動産取得税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二十三年六月三十日まで延長する。

3 固定資産税及び都市計画税関係

鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置等、固定資産税及び都市計画税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二十三年六月三十日まで延長する。

4 事業所税関係

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置等、事業所税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二十三年六月三十日まで延長する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律等について所要の規定の整備を行う。